

# 米国税務最新動向

## 2018年5月

アーンスト・アンド・ヤングLLP パートナー  
野本 誠

### IRS : APAモデル契約書式を改訂

5月11日、IRSは、納税者が移転価格事前確認 (APA) 申請書に添付するモデル契約書式(テンプレート)を改訂しました。

現行のAPA申請に関する手続細則 (Rev. Proc. 2015-41)によれば、APAを申請する納税者は、最新のモデル契約書式を使用して締結を希望する内容のAPA契約書のドラフトを作成し、モデル契約との相違点を示して申請書に「Exhibit 15」として添付する必要があります。すでに旧書式を使用してAPA契約書のドラフトを作成している場合は、旧書式に基づくドラフトを提出することができますが、60日以内に新書式に基づくドラフトを再提出する必要があります。

IRSは、改訂書式に関するコメントを電子メールで公募しています。

### IRS : 6つの新税務調査キャンペーンを開始

5月21日、IRS大規模事業者・国際 (LB&I) 部門は、新たに6つの税務調査キャンペーンを開始することを発表しました。このうち5つは源泉税と個人の国際課税関連、1つが事業者関連となっています。

1. 様式3520および3520-Aに関するコンプライアンス強化：外国信託基金(トラスト)の所有権や取引を報告する様式3520および3520-Aに関するコンプライアンスを強化するため、税務調査件数を増やし、提出遅延等に対するペナルティーの賦課を徹底する。

2. 様式1042および1042-Sに関するコンプライアンス強化：米国源泉所得に対する源泉税の徴収、納付、報告義務に関するコンプライアンスを徹底するため、源泉税を納付しているものの報告義務が履行されていないケース等について税務調査等を実施する。
3. 非居住外国人の租税条約に基づく免税措置の運用適正化：非居住外国人が米国源泉所得について租税条約の恩典を受けているケースで、租税条約の規定を誤解していたり、源泉徴収義務者に不正確な情報を提示していることがないか、事業所得と定期・定額所得の両方について税務調査等を強化する。
4. 非居住外国人の項目別控除の内容確認：非居住外国人が項目別控除に関して、税法規定を誤解して、控除の条件を満たしていない、を保持していない等の状況がないか、非居住外国人用連邦個人所得税申告書（様式1040-NR）のスケジュールAに関する税務調査等を強化する。
5. 非居住外国人の税額控除：非居住外国人の扶養家族に関する税額控除について、適格勤労所得がない、を保持していない、扶養家族が実在していない等の状況がないか、また非居住外国人には申請資格がない教育費税額控除を得ている場合がないか等について、規則の周知徹底を図るとともに、税務調査等を強化する。
6. 自社製作資産に係わる支払利息の資産計上：償却期間20年以上、製作期間2年超、もしくは製作期間1年超かつ製作費用100万ドル超の不動産もしくは有形動産の製作の場合に資産計上が求められる支払利息について、資産計上規定が正しく適用されているか、資産計上額の計算が正確になされているか等について、規則の周知徹底を図るとともに、税務調査等を強化する。

IRSのLB&I部門は、2017年1月31日に13、2017年11月3日に11、2018年3月13日に5の税務調査キャンペーンを発表しており、今回のものを含めると合計35のキャンペーンが実施されていることとなります。LB&I部門では、将来的には税務調査件数の50%をキャンペーンに基づくものとするとしています。

## IRS：州・地方税控除に関する公告を発表

5月23日、財務省およびIRSは、公告（Notice2018-54）を発表し、州・地方税の連邦税法上の控除の可否は、州法上の取り扱いに拘らず、あくまで連邦税法の規定により決定さ

れるとの警告を發しました。これによれば、連邦個人所得税法上の州・地方税控除に関する規則草案を近日中に発行するとしています。

減税・雇用法により、連邦個人所得税法上の州・地方税の控除を年間1万ドルに制限する制度が導入されましたが、これは、大きな政府を標榜し高税率を課す民主党が政権を握る州に対する連邦議会共和党の政治的攻撃であるとして、ニューヨーク州、カリフォルニア州、ニュージャージー州、コネチカット州、イリノイ州等では、納税者が特定の団体等に寄付を行った場合、州・地方税法上の税額控除を与え、連邦税法上の州・地方税控除制限の適用を実質的に回避させる制度の導入が実施もしくは検討されています。

今回の公告によれば、近日中に発表される予定の規則草案では、連邦個人所得税法上の慈善寄付金控除と州・地方税の控除制限の関係に関する規定が設けられ、州法上の制限回避策への対抗策が導入される予定です。

## IRS：オポチュニティー・ゾーンを追加認定

IRSは、20州と2保護領において、減税・雇用法により導入されたオポチュニティー・ゾーンの対象地域を新たに認定しました。これは、先に認定された27州と3保護領における対象地域の認定に続くもので、残りの州・保護領における対象地域の認定も近日中に行われる予定です。

この制度では、対象地域内に資産の90%以上を保有するオポチュニティー・ファンドを通じて投資を行う投資家は、以下の連邦税法上のメリットを得ることができます。

- 2026年12月31日までオポチュニティー・ゾーンへの投資のキャピタル・ゲイン課税を繰り延べ
- オポチュニティー・ゾーンへの投資を5年もしくは7年継続した場合、当該投資のキャピタル・ゲイン課税額を10%もしくは15%減額
- オポチュニティー・ゾーンへの投資を10年以上継続した場合、当該投資のキャピタル・ゲイン課税を免除

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EY メンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180921

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 税理士法人及び他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)